

第41回沖縄県トラックドライバー・コンテスト

学科競技

問題用紙

(制限時間：60分)

注意事項

- ①解答はすべて別紙の解答用紙に記入すること。
- ②解答用紙に受験する部門をマークし、事業所名及び氏名、ふりがなを記入すること。
- ③この問題用紙は試験開始の合図があるまで開かないこと。
- ④印刷の不鮮明なところや筆記用具等の件で質問があれば、静かに手を挙げて係員に聞くこと。ただし、問題の内容にふれるものは回答しない。
- ⑤問題用紙に、メモ、計算等を書き込んでも差し支えない。問題用紙は選手がそのまま持ち帰ること。
- ⑥早くできた者は、30分経過後退室できる。その際、挙手によりスタッフに合図をし、解答用紙をチェックさせた後、解答用紙は机の上に伏せ、他の者の邪魔にならないよう静かに退席すること。トイレや廊下等での雑談は遠慮されたい。また、一度退席したら再度入席はできない。
- ⑦制限時間は60分。終了の予告については試験官が合図をする。

筆 記 試 験

次の設問について、解答用紙の各欄に、正しいと思うものには「○」を、誤りと思うものには「×」を記入して下さい。

I 交通法規(40問)

1. 道路交通法では、貨物が分割できないために積載重量等の制限を超える場合、出発地警察署長の許可を受けたときは、制限を超える貨物を積載して運行することができる。
2. 車道から歩道を横切って駐車場に入る場合は歩道の手前で一時停止しなければならないが、駐車場から歩道を横切って車道に出る場合は歩道の手前で一時停止する必要はない。
3. 車を後退させるときは、シートベルトの着用は免除される。
4. 踏切とその手前の側端から30メートル以内は追越しが禁止されている。
5. 昼間でも、視界が高速道路では200メートル以下、その他の場所では100メートル以下であるような暗い場所を走行するときは、前照灯などを点灯しなければならない。
6. 横断歩道を横断しようとする歩行者があるときは、横断歩道等の直前で停止することができるような速度で進行しなければならない。
7. 車両通行帯が黄色の線で区画されている場合であっても、緊急自動車に進路を譲るなどやむを得ない場合には、黄色の線を越えて進路変更することができる。
8. 道路交通法でいう「自動車」には、原動機付自転車も含まれる。
9. 車両総重量が2トン以下の自動車を、その3倍以上の車両総重量の自動車でロープ等で牽引するときの法定最高速度は、40キロメートル毎時である。
10. 道路交通法施行令第22条では自動車に積載できる貨物の長さの限度は、自動車の長さとその長さの10分の1の長さを加えたものであると規定されている。
11. 右左折しようとするときは、その行為をしようとする時の3秒前のときに合図しなければならない。
12. 「左折可」の標示板のあるときは、前方の信号が赤であっても、他の交通に注意しながら進行することができる。

13. 追越しをする場合に限り、制限速度を超えても違反行為とはならない。
14. 無免許運転を行うおそれのある者に対し自動車を提供し、提供を受けた者が無免許運転を行った場合は、自動車を提供した者も罰せられる。
15. 赤色の点滅信号の交差点に進入する場合は、徐行すれば良い。
16. 車両（緊急自動車を除く。）は、交差点とその付近で緊急自動車が接近してきたときは、交差点内の左側に寄って一時停止し、緊急自動車の通行を妨げないようにする。
17. 20歳に満たない者は、準中型免許を取得できない。
18. 呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上の酒気帯び運転は処罰の対象となるが、それに達しない場合であっても、酒気を帯びて運転すれば違反となる。
19. 前車に続いて踏切に進入するときでも、一時停止して安全確認をする。
20. 道路交通法でいう「交通事故」とは、車両等の交通による人の死傷をいい、物の損壊など物損事故は含まれない。
21. 運行記録計の装着が義務づけられている自動車で、運行記録計が故障等により記録できない場合には、出発地警察署長の許可を得た場合に限り、その自動車を運転させることができる。
22. 準中型自動車が高速自動車国道を走行する場合の法定最高速度は、時速80キロである。
23. 大型特殊免許を取得すれば、大型自動車を運転することができる。
24. 道路交通法においては、車両総重量8トン、最大積載量5トンの自動車は大型自動車に該当する。
25. 右左折や進路変更等をするために合図を出したときは、それらの行為が終わるまで、合図を継続しなければならない
26. 交差点の側端から5メートル以内は駐停車禁止である。
27. 「警笛区間」の標識のある区間内を通行するときには、危険と感じた場所で警笛を鳴らさなければならない。

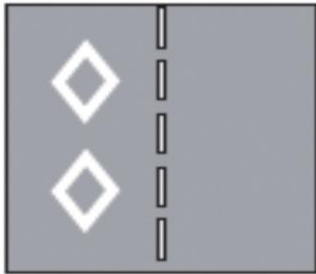
28. 貨物自動車が、車両通行帯の設けられていない道路（一方通行路は除く）を通行中、最高速度が高い車両に追いつかれたが、道路の中央との間にその追いついた車両が通行するのに十分な余地が無いときは、できる限り道路の左側端に寄って進路を譲らなければならない。
29. 道路標識等により速度が指定されていない自動車専用道路における大型貨物自動車の最高速度は時速60キロである。
30. 車両横断禁止の標識のある場所では、車両は道路の右側部分にある駐車場などの施設に入るために右折する場合であっても、道路を横断することができない。
31. 車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。
32. 勾配の急な上り坂や下り坂は徐行する。
33. 赤色の点滅信号の場合は、車両は他の交通に注意して進行する。
34. トンネルであっても、車両通行帯がある場合は駐停車できる。
35. 荷主等は車両の運転者に対し、過積載をして車両を運転することを要求してはならない。荷主等が反復して過積載運転の要求等の行為をするおそれがあると認めるときは、警察署長はその荷主等に対し、過積載の「再発防止命令」を出すことができる。
36. この標識は、「学校、幼稚園、保育所等あり」を示している。



37. この標示のあるときは、前方の信号が赤であっても、他の交通に注意しながら左折することができる。



38. この道路標示は、前方に横断歩道又は自転車横断帯があることを示している。



39. この標識のあるところは、地上からの高さが3.3メートルを超える車は通行できない。



40. この標識のある場所は、乗用自動車は通行できるが、貨物自動車は通行できない。



Ⅱ 構造機能（20問）

41. 自動車の長さ、幅、高さの測定については、積車状態において告示で定める方法により測定しなければならない。
42. 自動車の使用者は、自動車の点検をし、及び必要に応じ整備をすることにより、当該自動車を保安基準に適合するように維持しなければならない。
43. 道路運送車両の保安基準に関して、自動車の長さ（セミトレーラにあっては、連結装置中心から当該セミトレーラの後端までの水平距離）は、11メートル（セミトレーラのうち告示で定めるものは13メートル）を超えてはならない。
44. 車幅灯は、夜間にその前方300メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
45. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の貨物の運送の用に供する普通自動車（最高速度が90キロメートル毎時以下の自動車等を除く）の原動機には、速度抑制装置を備えなければならない。
46. 車線逸脱警報装置とは、自動車が走行中に車線から逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより自動車の車線からの逸脱を防止する装置をいう。
47. 自動車の最小回転半径は、最外側のわだちについて10メートル以下でなければならない。
48. ホイール・ボルトやホイール・ナットの締め付け方法には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があり、規定の締め付けトルクで確実に締め付ける。
49. 貨物の運送の用に供する自動車の自動車検査証の有効期間は、車両総重量にかかわらず全て1年である。
50. 自動車の使用者は、点検整備記録簿を営業所に備え置き、自動車の点検又は整備をしたときは、遅滞なく、法令で定める事項を記載しなければならない。
51. 非常点滅表示灯は、灯火器を自動車の車両中心線上の前方及び後方30メートルの距離から照明部が見通すことのできる位置に少なくとも左右1個ずつ備えなければならない。
52. 自動車は、告示で定める方法により測定した場合において、幅2.8メートルを超えてはならない。

53. 衝突被害軽減ブレーキは、走行速度や周囲の環境等には左右されず、常に正確に障害物を認知することができる。
54. 大型後部反射器は、昼間においてその後方150メートルの位置からその赤色部を確認できるものであること。
55. タイヤ・チェーン等は走行装置に確実に取り付けことができ、かつ、安全な運行を確保することができるものでなければならない。
56. 方向指示器は、方向の指示を表示する方向200メートル（法令で定める一部の方向指示器を除く）の位置から、昼間において点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
57. 番号灯は、夜間後方20メートルの距離から自動車登録番号標、臨時運行許可番号標、回送運行許可番号標又は車両番号標の数字等の表示を確認できるものでなければならない。
58. 灯火類の灯光の色に関して、非常点滅表示灯の灯光の色は赤色であること。
59. 制動灯は、昼間にその後方200メートルの距離から点灯を確認できるものであり、かつ、その照射光線は、他の交通を妨げないものであること。
60. 道路運送車両の保安基準でいう「軸重」とは、自動車の車両中心線に垂直な1メートルの間隔を有する2平行鉛直面間に中心のあるすべての車輪の輪荷重の総和をいう。

Ⅲ 運転常識（20問）

61. 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準）に定める連続運転時間に関し、下記の運行は違反している。

運転時間 2時間	休憩時間 25分	運転時間 2時間	休憩時間 5分	運転 再開
-------------	-------------	-------------	------------	----------

62. 片側が転落のおそれのあるがけになっている道路で、安全な行き違いができないときは、がけと反対側の車が一時停止をして道をゆずる。
63. 車を運転中に大地震が発生し、やむを得ず道路上に置いて避難するときは、エンジンキーは付けたままとするか運転席などの車内の分かりやすい場所に置き、窓は閉じ、ドアはロックする。
64. 深夜に所属営業所を出発する際に、点呼執行者が出勤していないため、対面点呼を受けられないときは、電話その他の方法で点呼を受けることができる。
65. 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間は、原則として1日について15時間以内とされる。
66. 1日の運転時間は2日（始業時刻から起算して48時間をいう。）を平均して1日当たり9時間、2週間を平均して1週間当たり45時間が限度である。
67. 車両総重量が8トン以上又は最大積載量が5トン以上の事業用自動車に乗務した場合は、乗務記録に貨物の積載状況を記録しなければならない。
68. 60歳以上の高齢運転者については、国土交通大臣が認定する機関による適性診断を受診しなければならない。
69. 自動車に働く自然の力に関して、カーブを回ろうとするときには、自動車の重心に遠心力が働き、自動車はカーブの外側に滑り出そうとする。
70. 拘束時間は、労使協定があるときは、1年のうち6箇月までは、1年間についての拘束時間が3,516時間を超えない範囲内において、320時間まで延長することができる。
71. 雪道では、燃料の消費が早くなることから、出発前に燃料を満タンにしておき、早めの給油を心がける。

72. 長い時間高速で走ったり、夜間高速で走ったりしていると速度感が鈍り、速度が低下しがちになる。
73. 大型自動車、中型自動車及び準中型自動車は、普通自動車に比べ、運転席の位置が高く、見下ろす形になり、車間距離が実際より短く感じやすい。
74. 風速30メートル毎秒以上の風が吹いている時は、走行中のトラックが横転する危険があることから、輸送することは適切ではない。
75. 運転者が疲れているときは、空走距離は短くなる。
76. 飲酒運転をした場合、運転者本人だけでなく、事業者等も刑事及び行政処分を受けることがある。
77. 貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の住所地における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。
78. 「一の運行」とは、運転者が所属する営業所を出発してから当該営業所に帰着するまでをいい、140時間を超えてはならない。
79. 乗務の途中でフェリーに乗船する場合は、乗船時間のうち2時間までを拘束時間とし、それを超える乗船時間は原則として休息期間として取り扱う。
80. 事業者は深夜業を含む業務に常時従事する労働者に対しては、当該業務への配置替えの際及び6月以内ごとに1回、健康診断を実施することが義務づけられている。

